

一般社団法人日本発達心理学会  
ハラスメント防止委員会規程

2019年9月8日 制定

(目的)

第1条 本規程は、「一般社団法人日本発達心理学会定款」第35条第15項に基づき、ハラスメント防止委員会（以下「委員会」という）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、ハラスメント防止委員会委員長（以下、「委員長」という）1名、ハラスメント防止副委員長（以下、「副委員長」という）1名、及び若干名の委員（以下、「委員」という）により構成する。

2 委員長は理事、副委員長は代議員から選出し、委員は、委員長が指名し、理事会が承認、代表理事が委嘱する。

3 委員長、副委員長の任期は1会計年度とし、再任を妨げない。委員長、副委員長の任期は連続2期までとする。

4 委員の任期は2会計年度とし、再任を妨げない。

(職務)

第3条 委員長は、委員会の業務を統括する。副委員長は、委員長の補佐をし、委員長が不在の際に委員長の代理を務める。

2 委員は、第4条で定める業務内容を担当する。

3 委員長及び担当理事は、委員会の運営に関し適宜理事会に報告する。

(事業内容)

第4条 委員会は、委員会に関する次の事項を審議し、処理する。

- (1) ハラスメント防止のための会員向け啓発活動
- (2) 本会会員および職員の、学会に関わる研究あるいは業務におけるハラスメントに関わる相談
- (3) 本会会員および職員の学会に関わるハラスメントへの事後対応
- (4) その他委員会が必要と認める事項

実施の具体策については、別途細則に定める。

(会議の開催)

第5条 委員会は、委員長がこれを開催する。

(議事)

第6条 委員会は、過半数の委員の参加がなければならない。

2 委員会は、参加委員の過半数の賛成で議決する。

(改定)

第7条 本規程の改定は社員総会の承認を得るものとする。